

お申込みはWebで
簡単&完結

「生きる」を創る。
Aflac

働くあなたを支える

アフラックの 休職保険

お給料の1/3が 減ってしまったら

あなたの生活はどう変わりますか？

団体(集団)割引×Web割引で
約13%(*)の割引率

(*)「休職保険」に加入した場合の平均割引率です。実際に適用される割引率は商品種類・契約年齢・性別・プランにより異なります。

No.1

アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

この保険は、被用者保険の被保険者である場合に限りお申込みいただけます
(会社員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険加入者はお申込みいただけません)。

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。
商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで
ご案内する
保障分野

病気やケガの
保障

介護や障がいの
保障

がんや重大疾病
(特定の疾病)の保障

このパンフレットでは
ご案内しておりません
死亡時の保障

貯蓄
教育資金や
(老後生活資金準備など)

対応する
商品・特約

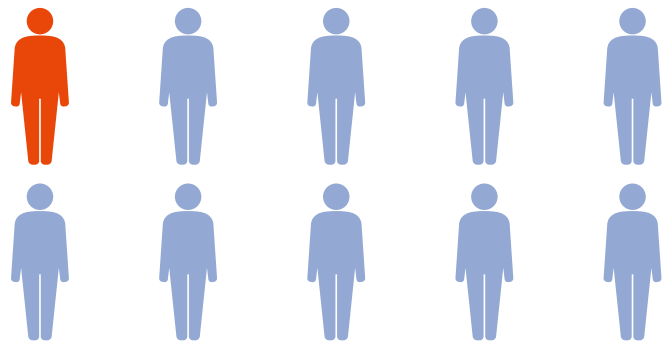
アフラックの休職保険

この「パンフレット」は記載の保険の概要を説明しています。
ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」を
必ずご確認ください。

休職は身近なリスク

働く人の10人に1人は、
1か月(31日)以上の休職(*)を
経験しています。

(*) 有給休暇や欠勤などを含みます(産休・育休は含みません)
「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック実施)」



休職の原因

病気によるもの、
不慮の事故によるケガなど、
休職の原因はさまざまです。

■ 1か月以上の休職の主な原因(傷病)(複数回答)

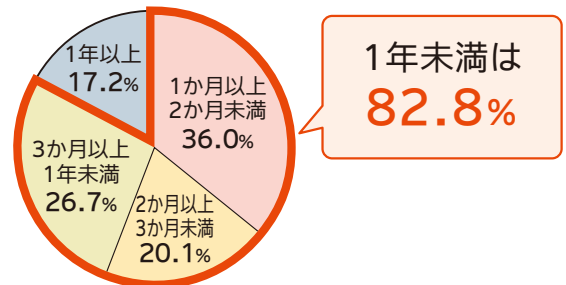
	休職時の年齢			
	18歳~29歳	30歳~39歳	40歳~49歳	50歳~59歳
第1位	ケガ(骨折など) 33.5%	精神疾患 35.7%	精神疾患 34.3%	精神疾患 30.8%
第2位	精神疾患 31.4%	ケガ(骨折など) 25.0%	ケガ(骨折など) 20.2%	ケガ(骨折など) 22.6%
第3位	がん(悪性新生物) 15.4%	がん(悪性新生物) 14.2%	がん(悪性新生物) 12.2%	がん(悪性新生物) 10.5%
第4位	感染症 6.7%	脊椎/椎間板障害 7.2%	消化器系疾患 3.9%	脊椎/椎間板障害 9.8%
第5位	脊椎/椎間板障害 4.8%	感染症 4.7%	脊椎/椎間板障害 3.3%	心疾患 5.3%

「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック実施)」

休職の期間

1か月以上休職した人のうち、
約8割の人の休職期間は1年未満です。

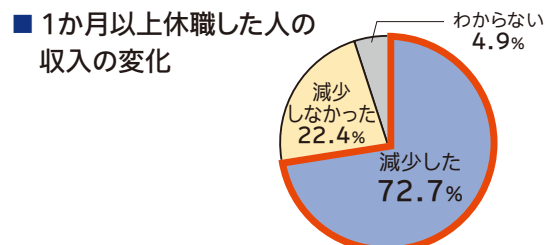
■ 1か月以上休職した人の休職日数の割合



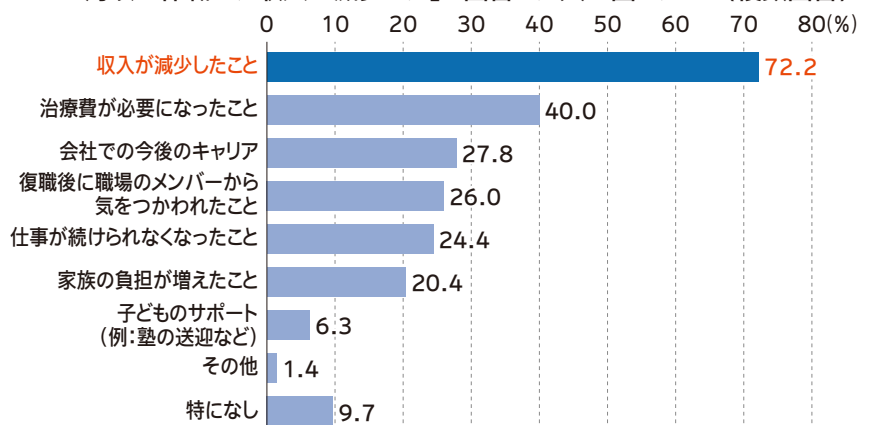
「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック実施)」

1か月以上の休職で困ったこと

1か月以上の休職で
収入が減少した人は72.7%。
そのうちの72.2%の人が収入が減少
して困ったと回答しています。



■ 1か月以上休職し、「収入が減少した」と回答した人が困ったこと(複数回答)

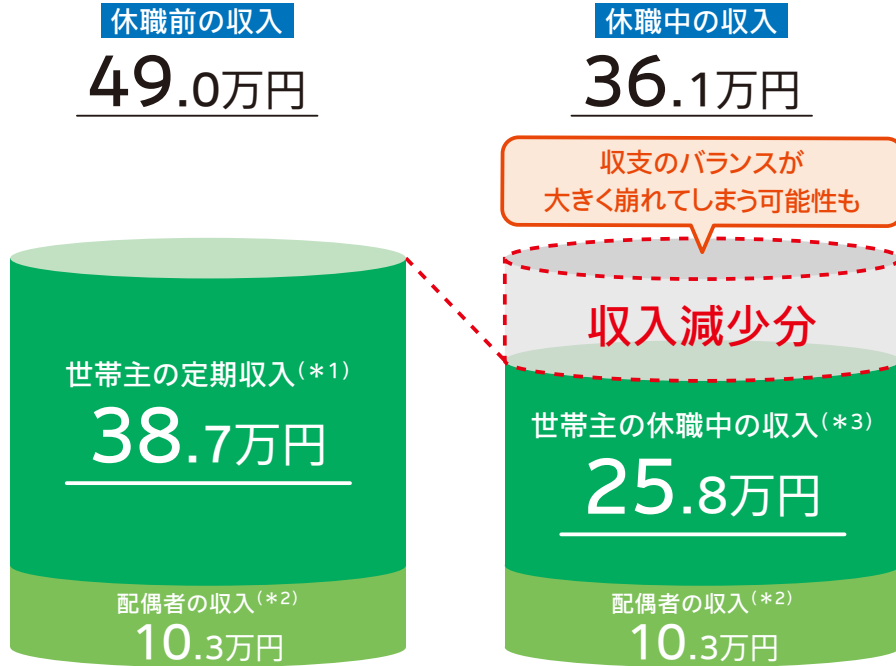


「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック実施)」

収入の減少と支出の増加

休職して収入が減少することにより、**収支のバランスが大きく崩れてしまう可能性**があります。さらに、毎月の支出に加え**治療費も上乗せ**されます。

■ 1か月間の収入と主な支出の平均額(2人以上の勤労者世帯の場合)



(*1) 社会保険料・税金などが控除される前の額面金額です(臨時収入・賞与を除く)。
(*2) 社会保険料・税金などが控除される前の額面金額です(臨時収入・賞与を含む)。

(*3) 傷病手当金の推計額(「世帯主の定期収入」を標準報酬月額平均として2/3を乗じた額)です。労災認定を受けている場合やご加入の被用者保険などによって支給額が異なる場合があります。
(*4) 住宅ローン返済額、家具・家事用品を含みます。

支出

50.5万円 + 治療費



総務省統計局「2020年 家計調査(家計収支編)調査結果」
(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/index3.html>)
二人以上の世帯のうち勤労者世帯(うち世帯主が60歳未満)をもとにアフラック作成

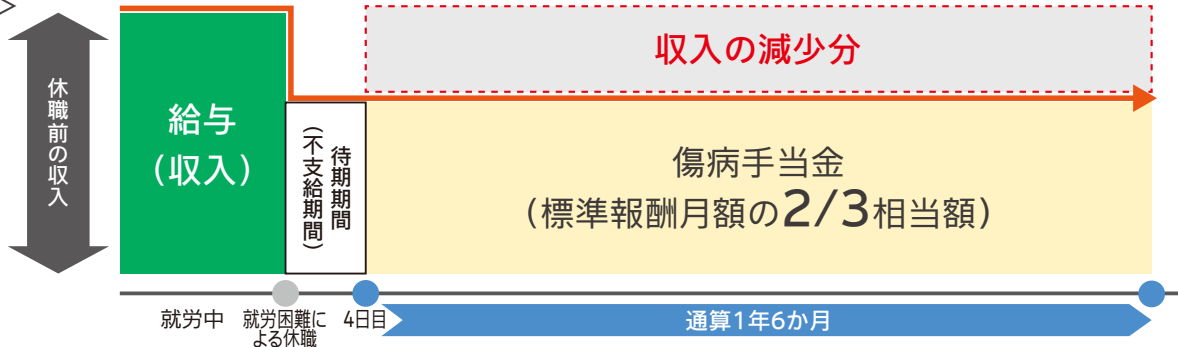
休職したときの公的保障(傷病手当金)

休職したときの公的保障として、「傷病手当金」を受取ることができます。

ただし、支給額は給与と同額ではありません。

傷病手当金を受取っても**収入の約1/3が減少**します。

<しくみ>



■「傷病手当金」とは
被用者保険の被保険者が休職したときの公的保障で、加入している健康保険組合などから休職した日数に応じて支給されます。
<休職した日1日あたりの支給額>
(直近12か月の標準報酬月額を平均した額÷30)×2/3に相当する金額
※被保険者期間が1年未満の場合は算出方法が異なります。

<支給される条件>

- ① 業務外の事由による病気やケガの療養のための休職であること
- ② 仕事に就くことができないこと
- ③ 待期間(連続して仕事を休んだ3日間)を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- ④ 休職した期間について給与の支払いがないこと

■「標準報酬月額」とは

社会保険料などの計算に用いられる金額です。毎年4～6月に支給した報酬の平均額(報酬月額)を、「標準報酬月額表」の区分(等級)に当てはめ、標準報酬月額を算定します。標準報酬月額の基準となる3か月の報酬には、基本給のほか、役付手当や通勤手当、家族手当、住宅手当、残業手当などが含まれます(臨時に支払う報酬や支払回数が年3回以下の賞与は含まれません)。

ご加入の被用者保険によっては、支給額・支給期間などが異なる場合があります。

休職の実態に合わせて **収入減少分** と **休職の期間** を考慮し、合理的に備えましょう。



お給料のように毎月受け取れる給付金

病気やケガで休職(就労困難状態)が31日以上継続(*1)したとき、毎月給付金を受け取れます。

(*1)有給休暇の取得期間中も含まれます。

保障イメージ

1型(精神疾患保障あり)
回復支援給付金月額/精神疾患回復支援給付金月額10万円の場合
保険期間・保険料払込期間:1年



ご希望により、給付金の月額を変更することもできます。

(*2) 同一の就労困難状態について、12回限度(通算60回限度)
(*3) 通算12回限度

「就労困難状態」とは

支払対象となる「就労困難状態」とは、つぎの(1)(2)いずれかに該当する状態をいいます。

(1) 入院

(2) 在宅療養

(下記の(a)(b)いずれにも該当する状態)

- (a) 医師による治療が継続しており、かつ日本国内にある自宅等で、**医師の医学管理下において計画的な治療に専念**している状態
- (b) **アフラック所定の休職証明書の提出**により、病気やケガを原因として**勤務先を休職している**と認められる状態
ただし、アフラック所定の休職証明書の提出ができない期間は、**医師により軽労働、座業および軽い家事ができないと診断された状態**



わかりやすいお受取り条件

勤務先による休職証明と医師による在宅療養の指示により給付金を受け取れます。



割引率約13%(*1)の割安な保険料

(*1)「休職保険」に加入した場合の平均割引率です。実際に適用される割引率は商品種類・契約年齢・性別・プランにより異なります。

保険料のお支払いは ずっとWeb限定の割引が適用

一般より割安な団体(集団)割引の保険料が、Webから申込みとさらに割引されます。

アフラックの休職保険 月払保険料

例

ご契約内容

1型(精神疾患保障あり) 回復支援給付金月額/精神疾患回復支援給付金月額10万円の場合
保険期間・保険料払込期間:1年 団体(集団)取扱 特定団体インターネット割引特約付

男性 40歳 一般で加入 団体(集団)割引×Web割引



2,270円
個別料率

1,960円

40歳で加入し
1年間継続した場合(*2) **3,720円**お得

女性 40歳 一般で加入 団体(集団)割引×Web割引



2,790円
個別料率

2,390円

40歳で加入し
1年間継続した場合(*2) **4,800円**お得

(*2) 上記契約内容で継続した場合。契約者をご退職(脱退、退会など)後は、個別料率の保険料となります(Web割引はご退職(脱退、退会など)後も継続して適用されます)。



ご契約のお申込みはWebで簡単 & 完結

お申込みは3ステップで手続きが完了します。

ステップ 1

情報サイトに アクセス

(スマートフォン、PCよりアクセス)



ステップ 2

保険料見積り

(性別・生年月日選択)



ステップ 3

申込み手続き

(お客様情報、申込内容、告知情報)



手続き完了!

保険料のお払込みは
給与天引きのため
面倒な口座情報・
クレジットカード情報の
設定は不要!

給付金を受け取れる条件をチェック

販売名称：アフラックの休職保険
正式名称：就労所得保障保険〔短期型・無解約払戻金〕

給付金の受取りなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

給付金名称	支払事由	支払限度
回復支援 給付金	①第1回の給付金 病気(精神障害、妊娠・出産等を除く)やケガで就労困難状態に該当し、その状態が30日をこえて継続したとき ②第2回～第12回の給付金 支払基準日(*)に、直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき	同一の 就労困難状態に ついて：12回 通算：60回
精神疾患 回復支援 給付金	①第1回の給付金 精神疾患で就労困難状態に該当し、その状態が30日をこえて継続したとき ②第2回～第12回の給付金 支払基準日(*)に、直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき	通算：12回

(*)第1回は支払事由に該当した日、第2回以後はその後の月単位の応当日のことをいいます(応当日のない月については、その月の末日を応当日とします)。

Q&A

みなさんの疑問にお答えします

Q1

有給休暇を取得している間も、給付金は受け取れますか？

A1

はい、就労困難状態に該当し、有給休暇を取得している場合もお受取りの対象となります。ただし、時間有給休暇は除きます。

Q2

支払事由該当期間中の保険料の払込みは必要ですか？

A2

はい、支払事由に該当し、給付金をお受取りいただいている間も保険料のお払込みは必要となります。

Q3

土日や祝日など会社が休みの日も休職している日に含まれますか？

A3

はい、就労困難状態に該当する日数の計算には、非勤務日も含みます。

Q4

休職していると、必ず受取対象となりますか？

A4

いいえ、休職していても医師による治療が継続していない場合は、お受取りの対象にはなりません。

月払保険料

- 1型(精神疾患保障あり)
- 回復支援給付金月額/精神疾患回復支援給付金月額10万円の場合
- 特定団体インターネット割引特約付
- 保険期間・保険料払込期間:1年 ■団体(集団)取扱

契約日の満年齢	男性	女性
18～19歳	1,620円	2,050円
20～24歳	1,640円	2,070円
25～29歳	1,690円	2,130円
30～34歳	1,760円	2,230円
35～39歳	1,850円	2,320円
40～44歳	1,960円	2,390円
45～49歳	2,240円	2,570円
50～54歳	2,670円	2,790円
55～59歳	3,400円	3,310円
60～64歳	4,120円	3,850円
65歳	4,840円	4,380円

「アフラックの休職保険」は1年ごとに保障が継続されます(アフラックが承諾した場合に限ります)。
継続後の保険料は継続日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。

- ・「パンフレット」に記載の保障内容や保険料などは2022年8月22日現在のものです。
- ・「パンフレット」に記載の公的保障制度の内容は2022年1月現在のものです。
- ・アフラックの休職保険は、ご加入時に被用者保険の被保険者である場合に限りお申込みいただけます。被用者保険とは、主に会社員などを対象とした全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)、組合管掌健康保険(健康保険組合)、各種共済組合、船員保険を指します。なお、会社員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険加入者はお申込みいただけません。
- ・保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)

- によって決まります。
- ・20名様以上のご契約を条件に、団体(集団)料率が適用されるため、個別にご契約されるより保険料はお安くなっています(Webでの申込により、Web割引も適用されるため、保険料は更にお安くなります)。
- ・退職(脱退、退会など)されても、契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。
- ・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

< 募集代理店 > (アフラックは代理店制度を採用しています)

< 引受保険会社 >

 **Aflac アフラック**

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
URL <https://www.aflac.co.jp/>

当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。